**様式第１３号**（第９条関係）

　第　　　　号

年 　月 　日

　　　　　様

双葉地方水道企業団

企業長

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、双葉地方水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第２号）第34条第１項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 訂正請求の趣旨 |  |
| 訂正決定をする内容及び理由 | （訂正内容）（訂正理由） |

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、双葉地方水道企業団議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、双葉地方水道企業団議会議長を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。